

島根県報

第一、五二四号
平成十五年十一月二十一日
(金曜日)

目 次

告示	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	一
定	生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止の届出	(")	一
定	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
部改正	島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	二
部改正	島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	三
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	保安林の指定	(森林整備課)	三
解除予定保安林	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(経営支援課)	四
土地収用法の規定に基づく事業の認定	六	(用地対策課)	四
六	六	(下水道推進課)	六
搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	六	(")	六
公告	平成十五年島根県各種功労者の表彰	(秘書課)	六

監査告示

島根県監査委員処務規程の一部改正
公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管
区の区域に関する規則の一部改正

告 示

島根県告示第九百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
西村耳鼻咽喉科医院	松江市殿町三八三中央ビル五階	平成十五年十月十五日
しみず内科クリニック	松江市比津が丘二丁目一四	平成十五年十月十六日
いんべ杉谷内科小児科医院	松江市東忌部町八三二二二	平成十五年十一月一日

島根県告示第九百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称 医療法人 西村耳鼻咽喉科医院	所在地 松江市殿町三八三中央ビル五階	廃止年月日 平成十五年十月十四日
---------------------------	-----------------------	---------------------

事業者の名称
指定した事業
事業所の名称
事業所の所在地
指定年月日

社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	痴呆対応 型共同生活介護	グループホーム 「あさくら」	鹿足郡六日市町 大字朝倉七二	平成十五年十一月十日
-----------------------	-----------------	-------------------	-------------------	------------

島根県告示第九百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百七十七号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成三年島根県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄田信義

別表（第二条関係）

中山間地域活性化資金の種類

措置要綱 第二の二の 一の加工流 通施設整備 資金	大企業以 外の者に 貸し付け る場合		貸付金のうち 二億七千万円 以下の部分		融資期間が 貸付期間が 七年を超え 八年以内の 場合	融資期間が 貸付期間が 八年を超え 九年以内の 場合	融資期間が 貸付期間が 九年を超え 十年以内の 場合	融資期間が 貸付期間が 十年を超え 十一年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十一年を超 十二年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十二年を超 十三年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十三年を超 十四年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十四年を超 十五年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十五年を超 十六年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十六年を超 十七年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十七年を超 十八年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十八年を超 十九年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 十九年を超 二十年以内 の場合	融資期間が 貸付期間が 二十年を超 二十一年以 内の場合		
	大企業に 貸し付ける場 合	貸付金のうち 二億七千万円 を超える部分	パーセント	パーセント																
合	年一・二五	年一・〇五	パーセント	パーセント	年一・七五	年一・五五	年一・四五	年一・三五	年一・二五	年一・一五	年一・〇五	年〇・九五	年〇・八五	年〇・七五	年〇・六五	年〇・五五	年〇・四五	年〇・三五	年〇・二五	年〇・一五
合	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場
合
利子補給率

2 この告示による改正後の企業参入促進利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年十月二十一日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字奥田儀四九二、四九三、四九三の一、五〇〇、五〇〇の二、五〇五の一、一〇五九、一〇六三の一、一二八二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第九百八十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字平田一三〇四の六、一三〇四の一〇六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第九百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社みしまや中央店 島根県松江市殿町一三四番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 一、三九五平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル

5 廃止する年月日 平成十五年十一月十日

二 届出年月日

平成十五年十一月六日

島根県告示第九百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 起業者の名称

瑞穂町

二 事業の種類

瑞穂町健康センター建設事業及びこれに伴う農業用道路、農業用水路付替工事

三 起業地

イ 収用の部分

島根県邑智郡瑞穂町大字淀原地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

瑞穂町健康センター建設事業及びこれに伴う農業用道路、農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、瑞穂町健康センター建設事業は土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十一条に掲げる「地方公共団体が直接事業の用に供する施設」及び第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が公共の用に供する施設」に該当し、農業用道路、農業用水路付替工事は第三条第五号に該当する「地方公共団体が設置する農業用道路、用水路」に該当する。よって法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は一般財源により既に財源措置を講じていることから、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

瑞穂町は平成十二年に「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定し、健康寿命を延伸し質の高い豊かな生活を送るために、子供から高齢者まで一貫した積極的な健康づくりを推進することとしている。

本件事業の完成後は、各種器具を利用した体力づくり、健康・食生活等の指導及び各種スポーツ活動の開催により住民の健康増進に寄与すると考えられる。また各種の文化活動や伝統芸能活動の実施により住民の交流や地域の活性化に寄与すると考えられる。

よって本件事業の施行により得られる利益は大きいと考えられる。

本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり5箇所の候補地について社会的条件、技術的条件及び経済的条件等から比較検討がなされた結果、条件を満たすものが採用されているので軽微であると考えられる。

本事業計画の施設の規模、その利用目的等から、起業地は必要最小限の範囲と認められる。

述べた得られる利益と述べた失われる利益と比較衡量した結果、本件事業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。また述べたように、起業地の範囲が本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

急速に高齢化が進む瑞穂町は「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定し住民の健康づくりを積極的に推進しているが、同町の要介護者の出現率は極めて高い状況にあることから、介護予防を主体して健康増進、疾病の発病予防を行うための施設整備が求められている。さらに瑞穂町立体育館は河川改修事業により移転する必要があることから早急に整備する必要がある。

以上から、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から(4)で述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上のことから、本件事業を法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

瑞穂町役場

島根県告示第九百八十四号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成十五年島根県告示第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
平成十五年十一月二十一日

第二条第二項第四号中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改める。

附 則

この告示は、平成十五年十二月一日から施行する。

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

平成十五年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程(昭和二十八年島根県告示第四百九十号)第三条第二項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
安 食 豊	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した
荒 木 昭 恵	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した
松 尾 斐 子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した
原 田 知 恵 子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した

西 本 由 成
多年高圧ガスによる災害事故防止に努め保安意識の高揚と安全管理の推進に寄与した

中 川 恵 子
多年幼稚園教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した

中 島 耕 二
多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した

荊 尾 衛
多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した

内 田 勝 康
多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した

宮 崎 節 朗
多年町助役として地方自治の伸展に寄与した

原 田 一 雄
多年市収入役として地方自治の伸展に寄与した

錦 織 克 徳
多年市助役として地方自治の伸展に寄与した

佐 々 田 英 一 郎
多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した

山 口 忠 治
多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した

辺 土 敏 夫
多年市収入役として地方自治の伸展に寄与した

樋 野 一 雄
多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した

森 原 忠 夫
多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した

川 上 實
多年村議会議員として地方自治の伸展に寄与した

岡本文雄	佐藤年秀	川本貢功	瀧谷秀夫	吉田茂	坂本光枝	高木スミ子	松田美枝	今岡馨子	梅木敬弘	春日弘	足立正一	川村茂之	長崎一成
多年動植物及び自然環境の保護思想の普及に努め環境保全に寄与した	多年国際理解教育の推進に努めるとともに国際化の伸展に寄与した	多年写真文化の向上と後進者の指導育成に努め地域文化の振興に寄与した	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した	多年人権教育の実践に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した	多年人権教育の実践に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した	多年婦人会活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した	多年婦人会活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した

串崎文平	門脇吉郎	伊豫宣成	北脇晃	森廣武夫	亀谷利幸	弥栄村食生活改善推進協議会	永瀬明男	日高ハツ工	大谷嘉孝	藪田裕子	園山安隆	松岡忠	岩本正敬
多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年行政と協力して地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した	多年放射線業務の第一線に従事するとともに放射線技師会の運営に努め地域医療の向上に寄与した	多年助産師として母子保健の推進に努め地域保健の向上に寄与した	多年医薬分業の推進と薬剤師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した	多年医薬分業の推進と薬剤師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した	多年地域歯科医療の推進と歯科医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した	多年地域歯科医療の推進と歯科医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した	多年地域医療の推進と医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した

右田周作	船越克己	清水亮	浅野義勲	佐々木肇	中野ヒサエ	佐々本道夫	浅原芳二郎	飯梨地区健康づくり推進協議会	門脇純枝	玉川巖	渡部和江	竹内絹子	山崎壽松
多年農業協同組合の組織強化と農業経営の近代化に努め地域の活性化と農業の振興に寄与した	多年漁業協同組合の基盤強化と定置網漁業の近代化に努め水産業の振興に寄与した	多年森林組合連合会の組織強化と林業の担い手確保に努め林業の振興に寄与した	多年農産加工等の技術向上に努めるとともに後継者の育成に努め、地域の活性化と農業の振興に寄与した	多年青果物流通業界の育成指導に努め、市場流通の合理化、近代化に寄与した	多年農業協同組合の女性組織の強化と農産物の高付加価値化に努め地域の活性化と農業の振興に寄与した	多年指導林家として林業技術の普及啓発と後継者の指導育成に努め地域林業の発展に寄与した	多年漁業協同組合の基盤強化に努め水産業の振興に寄与した	多年地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した	多年児童養護施設の職員として日夜献身的に精励し児童福祉の向上に寄与した	多年精神障害者団体の役員として団体の運営と障害者福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した
山根良孝	井川讓	日高伊三	安達公也	左右田政樹	柴田昭治	安来賢吉	泉昭夫	平岡龍一	野津勝男	木口重樹	名原知	井山博昭	前田恭三
多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した	多年学校教育の充実に努め文化財の保護に努め教育行政の推進に寄与した	多年建築士事務所協会の運営と会員の指導者育成に努め建築業の発展に寄与した	多年建設業協会の運営と会員の指導育成に努め建設業の発展に寄与した	多年島根県地方労働委員会委員として労働者の地位向上に寄与した	多年商工会議所の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した	多年商工会議所の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した	多年振興組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した

前田 善三郎	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した
梶谷 文子	多年学校医として児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した
桑 垣 巽	多年地域において自主的に人権教育に取り組み人権尊重意識の啓発に寄与した
的 場 幸 雄	多年島根県文化財保護指導委員として郷土の文化財の保護指導活動に寄与した
富金原 恒 信	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した
井 上 類 子	多年防犯連絡所連絡責任者として安全・安心な地域づくりと防犯意識の高揚に寄与した

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第三号

島根県監査委員処務規程（昭和二十九年島根県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十一月二十一日

島根県監査委員 島 田 三 郎
 同 中 村 芳 信
 同 品 川 卯 一
 同 生 田 洋 一

告示の形式を、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 告示における右方はこの規程による改正後の告示（以下「改正後告示」といふ。）における上方とし、告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、告示における文字

の配置とする。
本則及び附則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改め

一 条番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
四 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに固有名詞の一部として用いられているものを除く。）	アラビア数字
五 促音に用いる「っ」	っ

第十二条中「及び」を「」に改め、「（平成元年島根県訓令第四号）」の下に「及び島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程（平成十五年島根県訓令第二十八号）」を加える。

附 則

この告示は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月21日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第17号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年

毎週火・金曜日発行

島根県公安委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署西交番の項所管区の区域の欄中「今市町南本町」の次に「、駅北町、
駅南町(1丁目、2丁目、3丁目)、塩冶善行町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十五年十一月二十一日印刷
平成十五年十一月二十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学園南町 松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)